

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成30年8月1日

▶ TOPIC 社会保険料の決まり方、見直しについて

年一度の見直し(定時決定)以外にも、見直す場合があります

現在、年に一度の社会保険料の見直し(定時決定)のため、皆さんの4・5・6月に支払われた給与の届出を行っています。

この機会に、社会保険料の決まり方や、見直しについて改めてご説明しますのでご覧下さい。

社会保険料が決まるタイミング

- ① 入社時 … 基本給・各種手当・残業手当の見込み額で決定されます。
- ② 定時決定 … 毎年 4・5・6 月に支払われた給与額で決定され、9 月分(10 月支払い分給与)からの社会保険料から変更になります。
- ③ 上記以外にも … 基本給や固定的手当に昇給・降給等で変動があれば、そのつど随時見直しを行い、要件に該当した場合は社会保険料が変更になります。

基本給の昇給・降給

だけでなく、

手当の変動でも

見直しの対象になります。

昇給や降給などで見直す場合についての例です

◆CASE I 基本給が変わった(時間給も含まます)

変更後3ヶ月間の平均給与額が、現在の社会保険の等級と比べて…、

降級の場合 → 2等級以上、下がった ↓
昇給の場合 → 2等級以上、上がった ↑ 見直しに該当します!!

◆CASE II 手当の額が変わった

- ・扶養家族が増えて、家族手当が増額された
- ・引越して通勤手当が変わった(増額・減額)



毎月定額の手当の変動、
こんな場合も、見直し対象です。

変更後3ヶ月間の平均給与額が、現在の社会保険の等級と比べて…、

減額の場合 → 2等級以上、下がった ↓
増額の場合 → 2等級以上、上がった ↑ 見直しに該当します!!

社会保険料はすぐには変更されません

基本給や手当が変わっても、社会保険料はすぐには変更されません!!

例えば…、基本給や手当が、8月支払い分の給与から変わった。

8・9・10月支払い分で3ヶ月の平均を見て、2等級以上の差が出て、見直しに該当。

12月支払い分の給与から、社会保険料の変更 …と、なります。

年金事務所の調査で、遡及手続きも…

年金事務所の調査では、この見直しが正確に届け出られているかの確認も行われます。届出が抜けている場合、遡って手続きを行うことになり、納める社会保険料も高額になる場合があります。

正確な手続きのため、基本給や定額の給与が変更になった場合は、速やかに、当方まで、ご連絡をお願い致します。

見直しに該当しても、

社会保険料は

すぐには変わりません。